意見書

平成18年10月26日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課　御中

郵便番号　105-7304
（ふりがな）　とうきょうとみなとくひがししんばし
住　所　東京都港区東新橋一丁目9番1号
（ふりがな）　びーびーかぶしきがいしゃ
氏　名　ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう　そん　まさよし
代表取締役社長　孫　正義

郵便番号　105-7304
（ふりがな）　とうきょうとみなとくひがししんばし
住　所　東京都港区東新橋一丁目9番1号
（ふりがな）　びーびー　かぶしきがいしゃ
氏　名　BBテクノロジー株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう　そん　まさよし
代表取締役社長　孫　正義

郵便番号　105-7316
（ふりがな）　とうきょうとみなとくひがししんばし
住　所　東京都港区東新橋一丁目9番1号
（ふりがな）　かぶしきがいしゃ
氏　名　ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう　そん　まさよし
代表取締役社長　孫　正義

郵便番号　105-7317
（ふりがな）　とうきょうとみなとくひがししんばし
住　所　東京都港区東新橋一丁目9番1号
（ふりがな）　かぶしきがいしゃ
氏　名　ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうしっこうやくしゃちょうけんしーいーおー　そん　まさよし
代表執行役社長兼 CEO　孫　正義

「接続ルールの見直しに関する提案募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

このたびは、「接続ルールの見直しに関する提案募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。
以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

検討項目			具体的内容
1．接続料の算定	（1） 接続料と利用者料金の関係の検証（スタックテスト）に係る見直し	1）	・ 接続事業者が NTT 東西との公平・公正なサービス競争を行っていくためには、スタックテストにより、NTT 東西の接続料と小売料金とを適正に比較検証することが必要であると考えます。 ・ スタックテストは、NTT 東西が設定する接続料水準が、接続事業者にとって NTT 東西と対等にサービス競争を展開し得るものであるかについて検証することを主な目的とすることから、接続料規則において必要な事項を規定することが適当であると考えます。 ・ また、NTT 東西の接続料と小売料金とを比較することになるスタックテストは、NTT 東西自身が行うのではなく、接続料の認可条件の一つとして、NTT 東西の接続約款の認可申請が諮問される情報通信審議会において検証し、判断されることが適当であると考えます。 ・ 加えて、スタックテストの結果については、接続料の改定に関する意見募集を行う際の意見募集対象資料の一つとして公開し、一定の外部検証を可能にすることが必要であると考えます。
		2）	・ 現在 NTT 東西により行われている接続料と小売料金との比較検証は大括りの区分で行われていることから、個別のサービスにおける接続料と小売料金との関係性の実態が確認できない状況にあります。 ・ 市場におけるサービス競争をより促進するためには、NTT 東西の個々の小売サービスにおける区分（品目別、速度別、距離段階別等）に合わせてスタックテストが実施される必要があると考えます。
		3）	・ スタックテストの範囲は、原則ボトルネック設備を利用する全てのサービスを対象に実施されるべきと考え

検討項目			具体的内容
			ます。具体的には、実際費用方式（実績原価方式及び将来原価方式）によって接続料を算定しているサービス及び品目全てを対象にする必要があると考えます。 ・ また、今後新たに設定される接続料については、全ての接続料について接続料設定時にスタックテストが実施されることを希望します。
		4）	・ スタックテストの結果については、NTT 東西の接続約款の認可申請時の意見募集の機会等を通じて、小売料金に対する小売コストの割合や小売コストの具体的内容について可能な限り公開すべきと考えます。なお、その際には、小売料金と接続料の格差の適正性が検証可能となるよう、定量的な基準を設定することが必要であると考えます。
	（2） 事後精算制度の見直し	1）	・ 現行の実績原価方式により算定される接続料の場合、前年度の実績に基づき算定された接続料によって行われる遡及精算と、接続料の適用年度の実績値に基づいて算定された接続料によって行われるタイムラグ精算といった、複雑な精算手続きが実施されているところです。 ・ 事後精算制度を廃止することにより、これらの二度の精算手続きが省略され、接続料支払に係る予見性が確保されることから、事後精算制度を廃止することに一定の合理性があるものと考えます。
		2）	・ 現行の遡及精算及びタイムラグ精算は、実績コストを最終的に実績需要で回収することとなり、実利用事業者がコスト負担するという原則が確保されてきたものと考えます。今回総務省が提案している①から③の対応方法の中では、現行の実利用者負担という考え方が相応に維持されるとともに、コスト負担面での適正性があると考えられる「③前々年度実績に基づき算定した上で、適用年度実績との乖離分については次期接続料の原価に算入」の対応が現実的であると考えます。 ・ なお、総務省提案③を採用する場合、NTT 東西は接続料コストの未回収リスクが完全に回避されることから、接続料算定時の報酬については、自己資本利益率の算定における CAPM 的手法にリスクフリーレート

検討項目			具体的内容
			を適用するという考え方を取り入れることが必須であると考えます。このことは、NTT 東西の有する第一種指定電気通信設備が、全ての事業者が接続可能とすべきボトルネック設備であることからも必要な措置であると考えます。
2. コロケーションルール	（1） 中継ダークファイバの扱い	1）	・ 接続事業者の利用希望に応えるため、空き芯線がない区間に新たな申込があった場合に、当該区間の両端にWDM 装置を設置して、当該区間を利用できるようにすることをルール化することは適当であると考えます。 ・ しかしながら、現状においては、離島や山間部を除けば、中継光ファイバに空きが無いため接続事業者がサービス提供できないというケースは少なくなっており、ルール化にあたっては、事業者の負担がなるべく増加しないよう最も低廉かつ合理的な方法を採用することが重要であると考えます。 ・ このルール化に関しては、以下の2）3）にて提案します。
		2）	・ WDM装置の設置費用については、中継光ファイバの代替設備として設置されることから、光信号中継伝送機能の接続料原価の一部として、当該機能を利用する事業者が等しく負担することが適当であると考えます。 ・ 但し、この費用負担方法では、新たにWDM装置を設置することによって、WDM装置を設置しない中継光ファイバの接続料も値上げになる可能性があることから、安易にWDM装置の導入を行うのではなく、まずは中継光ファイバの利用状況について十分検証を行い、検証の結果、当該区間で利用できる中継光ファイバがないと判断された場合に限り、WDM装置を設置することが適当であると考えます。 ・ ここで行われる検証においては、少なくとも、下記項目を実施すべきであると考えます。 ① 既存設備に空きが無いか否かの確認 ② 故障時に切り替え用としてNTT 東西が保留している予備芯線の数は適当か否かの検証

検討項目			具体的内容
			③　NTT 東西が将来利用予定として貸し出しを保留している未利用芯線数、及びその利用可否の検証 ・　現在、事業計画に関する情報であることを理由にNTT東西は未利用芯線の数を開示していませんが、本当にWDM装置を設置する必要があるか否かを判断するためには、未利用芯線数に係る情報開示が必須であり、その本数が適切か否かについても検証することが必要であると考えます。
		3）	・　ここで設置されるWDM装置については、中継光ファイバの代替設備として設置されることから、中継光ファイバと同様に第一種指定電気通信設備に指定することが適当であると考えます。
	（2）局舎スペース等の扱い	1）	・　NTT東西と接続事業者との同等性を確保するために、NTT東西の局舎にコロケーションすることが不可欠とまでは言えないが合理性を有すると認められる設備についても、コロケーションルールを適用することは適当であると考えます。 ・　NTT東西と接続事業者との間の同等性を確保するためには、コロケーションルールの適用範囲は、例えば、NTT東西が局舎に設置できる電気通信設備全般と定義することが適当であると考えます。 ・　すなわち、NTT東西が局舎に設置している電気通信設備と同様の設備を、接続事業者もNTT東西の局舎に設置可能とすることが適当であると考えます。 ・　これは今後新規に提供されるサービスについても同様であり、例えば、NTT東西がNGNへ移行した際においても、NTT東西が局舎に設置できるNGN用電気通信設備については、同様に接続事業者がコロケーションできるよう、ルール化することが適当であると考えます。 ・　現状においては一般コロケーションスペースに空きがある場合の取扱いの方針が明確にされていないため、NTT東西の局舎内にスペースが空いているにも関わらず、義務コロケーションスペースが空いていない

検討項目			具体的内容
			ことを理由にコロケーションできないケースが発生しています。 ・ 接続事業者のコロケーションニーズにより柔軟に対応できるよう、NTT東西が確保できる一般コロケーションスペースの広さが適当であるか否かを検討し、義務コロケーションスペースを拡大する必要があると考えます。 ・ こうした一般コロケーションスペースに空きがある場合の取扱いについてもルール化が図られることを希望します。
		2）	・ コロケーションリソースの過剰保留に対しては、既に6ヶ月ルール等の措置が講じられており、この問題に関してこれ以上の対策は必要ないと考えます。
		3）	・ コロケーションスペースの保留期間中に他社の利用申込が認識可能となるような仕組みを導入することは適当であると考えます。 ・ 但し、過剰保留の回避だけでなく、コロケーションスペースの有効活用も可能になるように、他社の利用申込が認識可能になることに加え、以下のような仕組みをあわせて導入することを提案します。 ① 事業者が、NTT 東西へ保留中のコロケーションスペースの開放を要求した場合は、関係事業者間で協議を行い、当該スペースが利用可能となるよう検討するスキームを導入すること ② 他社の保留終了期限前（例えば1ヶ月前等）から予約申込が可能となるような仕組みを導入すること
	（3） 電柱におけるコロケーションルール	1）	・ NTT東西の電気通信設備と接続するためにコロケーションする必要がある電柱の使用料及び使用手続きについて、NTT東西の局舎内での接続同様のコロケーションルールを設定することは適当であると考えます。 ・ NTT東西の電気通信設備と接続するためのコロケーションのニーズがある電柱には、電力系事業者が所

検討項目			具体的内容
			有する電柱（電力柱）等も含まれるため、NTT東西以外の電柱についても適用されるような広範なコロケーションルールを策定することが必要であると考えます。 ・ また、ルール化にあたり、NTT東西の設備の添架範囲と同等の添架範囲を接続事業者が利用できるようにすることが適当であると考えます。 ・ 現在、電柱利用者は電柱使用料を電柱管理者ごとに支払っていますが、この精算手続きにかかる調整が非常に煩雑なものとなっています。つきましては、今回のルール策定にあたり、例えば、電柱使用料の精算をNTT東西がまとめて請負う等の精算手続きの簡素化についてもあわせてルール整備がなされることを要望します。
		2）	・ 電柱使用料については、NTT東西の指定電気通信設備の接続料やコロケーション使用料の算定に用いられている考え方を適用するのが適当であると考えますが、料金の設定にあたってはその金額と算定方法を具体的に明示し、当該料金が適当であるか否かを検討することが必要であると考えます。 ① 光引込線にかかる電柱使用料について ・ 光引込線部分にかかる電柱使用料を設定するにあたり、NTT 東西の局舎内でコロケーションルールを設定した際の考え方と同様、公正性を損なわない合理的なものにすると共に、明確な算定根拠に関し情報開示を行うことが適当であると考えます。 ② 幹線部分の電柱使用料について ・ 現在、８芯の主端末回線等の幹線部分の電柱使用料は「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に規定されていますが、事業戦略に関わる情報であることを理由に詳細な算定根拠が示されていません。料金の公平性・透明性を確保するためには、算定根拠の公開が必要であると考えます。

検討項目			具体的内容
		3）	**「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直しを要望** ・　現在のガイドラインは電柱の利用等に関わる「電柱非所有者間における同等性」を規定しているものであり、電柱非所有者が要求している「電柱所有者と電柱非所有者の間の同等性」については担保されていません。 ・　従って、電柱借用に係る時間、費用等に関し電柱所有者と電柱非所有者が同等な立場で競争できる環境が整備され、公正競争条件が確保されるような指針をガイドラインへ折り込むことが適当であると考えます。 **電柱借用手続きの簡素化と電柱所有者による管理の徹底を要望** ・　「光引込線の電柱添架手続きの簡素化等に係る試行的実施」において手続きの簡素化が検討されていますが、いまだに電柱所有者と電柱非所有者との間では手続きにかかる時間や費用等に大きな格差があります。 ・　この格差は利用者へのサービス提供にかかる期間や利用料金にも影響を与えるため、電柱非所有者も電柱所有者と同等の条件で利用できるよう検討を行うことが必要です。 ・　また、現状においては、電柱管理がシステム化されていないため電柱非所有者の電柱借用に時間を要する状況にあります。電柱借用までの時間短縮のために、例えば、電柱所有者が電柱管理に係る情報について、早期にシステム化する等の対策を実施して頂くことを要望します。 **新規サービスに対応したルール整備を要望** ・　現状、NTT東西と接続事業者の相互接続に関わる接続点（POI）はNTT東西の局舎内を起点とするように限定されていますが、FTTN（Fiber To The Node：基地局からノードまでは光ネットワークにて構築し、ノード

検討項目			具体的内容
			から加入者宅までは同軸ケーブルにて接続するサービス）等の新規サービスの形態にも対応できるように、NTT東西の電気通信回線の区間途中における接続による電気通信回線の利用についてルール作りが必要であると考えます。 ・ FTTNサービスの場合に適用する端末回線伝送機能の接続料は、現状のDSLサービス等の場合に適用されている端末回線伝送機能の接続料をそのまま適用するのではなく、NTT東西の電気通信回線の区間途中から接続することから、新たに低廉な接続料を設定することが適当であると考えます。 ・ 現在、弊社はFTTNサービスのトライアルを実施していますが、上記で挙げたPOIの設置等の問題があり、いまだにサービス提供が行えていない状況にあります。この問題について、利用者に早期にサービス提供が可能となるよう、電柱コロケーションルールの一部としてルール策定を行って頂くことを要望します。 **電柱へのケーブル等添架時における荷重不平衡回避のための支線設置に関する要望** ・ 電柱へケーブル等を新設する場合に、ケーブルの張力等によって電柱にかかる荷重が不平衡となり、支線設備を追加的に設置しなければならなくなる場合があります。現行のFTTNのトライアル等においては、支線設備の追加に直接起因した添架申込事業者がこの支線設備追加に係る費用を全て負担することになっています。 ・ 具体的には、既にNTT東西のために支線設備が設置されている電柱に他の事業者が後から新たに添架することによって既設の支線設備を追加改修しなければならない場合に、追加的に発生した費用を添架申請した事業者が全て負担している状況です。 ・ このような場合において、追加された支線設備によって当該電柱は新たな事業者の支線共用やNTT東西の設備拡張にも更なる追加費用を発生させることなく対応することが可能になることを考慮すると、支線設備の追加設置に直接起因した事業者だけが追加費用を負担するのではなく、支線設備の便益を享受する

検討項目			具体的内容
			ことになる支線を共用している事業者に対して、追加費用を公平に負担してもらう仕組みが必要であると考えます。 ・ このような事情も考慮して頂き、より合理的で効率的な添架に関するルールを策定して頂くことを要望します。 **道路占用の手続きの簡素化を要望** ・ 道路占用の手続きは、道路管理者への申込手続きであり、接続ルールに関わるものではありませんが、電柱に設備敷設を行う際に必要となることから、道路占用の手続きの簡素化を進めて頂くことも重要な要素であると考えます。 ・ より円滑に道路占用手続きを行えるようにするためには、例えば道路管理者において道路占用手続きをシステム化して頂く等の対応が有効であると考えます。また、こうした手続きの簡素化と並行して、道路管理者により異なる手続き方法を統一することについてもあわせて検討して頂きたいと考えます。 ・ 更に、NTT 東西は既存設備が敷設されている区間においては引込線設置に係る新たな道路占用手続きが不要とされている一方で、競争事業者においては道路占用手続きに係る条件は道路管理者により異なるため様々な対応手続きについて時間と費用が必要になる等、両者の間には、電柱借用手続きと同様に格差が存在しています。 ・ こうした道路占用手続きの格差も、FTTHやFTTNサービスの提供に影響を与えることから、道路占用手続きにおいても、NTT 東西と競争事業者の同等性を確保するルールを整備することが必要であると考えます。
３．屋内配線工事の扱い		１）	・ 接続事業者の利用者の宅内における屋内配線工事をNTT東西が実施しない場合、NTT東西は受付から工事施工までワンストップで一括工事が実施可能であるのに対し、競争事業者は宅内配線工事とNTT工事の

検討項目		具体的内容
		分割施工が必須となってしまうという問題が生じます。 ・ この場合、接続事業者が両工事を同一時刻に行うには、NTT東西、接続事業者、ユーザとの日程調整が必要になり、結果としてユーザへのサービス提供に時間を要してしまうこととなります。 ・ また、両工事を同一日時に調整できない場合、ユーザは2回以上の工事立会いが必要となり、ユーザの負担が増えてしまうことになります。 ・ 従って、サービス提供におけるNTT東西と競争事業者の公平性及び同等性を確実にするために、NTT東西が接続事業者に代わって屋内配線工事を実施する場合の条件をルール化することが適当であると考えます。 ・ NTT東西が接続事業者に代わって工事を実施する場合の条件のルール化の案として、NTT東西のフレッツADSLにおいて適用されている工事料金(ユーザ料金)を接続事業者のADSL等のサービス提供の場合の屋内配線工事にも準用し、NTT東西が接続事業者に代わって工事を行うことを提案します。
4. 回線名義人情報の扱い	1)	・ 回線名義人確認の問題については、競争事業者側で入力した回線名義人名が正しいか否かを自動的に判定して応答するシステム(以下、「名義人正誤判定システム」という。)の導入により、一定の効果は得られていますが、より効率的にシステムを活用するために以下のような改善や見直しを行うことを要望します。 ① 現状の名義人正誤判定システムは名義人名が完全に一致していなければ名義人不一致と判定されてしまいます。従って、例えば、簡単な漢字違いや「ヂとジ」、「ズとヅ」のような軽微な差異であれば受付可能となるようにシステムの改修を行って頂くことを要望します。 ② 名義人正誤判定システムで正しいと判定された名義人名が、その後の加入電話の名義人変更等により、NTT 東西への本申し込みの時点で名義人が不一致となってしまうケースが稀にあります。シス

検討項目		具体的内容
		テムデータは常に新しいものであるべきであり、名義人正誤判定システムで正しいと判定された名義人名については、そのまま申し込みを受付ける等の措置をとって頂くことを要望します。 ③　名義人正誤判定システムは、申し込みが確定している利用者の名義判定に対してしか利用することができません。申し込みを予定している利用者の名義判定についても当該システムを利用できるようにルール整備を行って頂くことを要望します。 ④　１件ずつの名義正誤確認だけでなく、一度に複数の名義正誤確認を行えるようシステムを改修して頂くことを要望します。
	2）	・　名義人正誤判定システムの導入等の対策を講じているにも関わらず、名義人が不明のため、利用者がスムーズにADSL サービス等の利用を開始できないという問題がいまだに存在していることから、回線名義人でなくとも、当該回線の設置先に居住している者であれば、ADSLサービスの申込を可能とする等の措置についてもルール化を図って頂く必要があると考えます。
	3）	・　名義人確認時における問題の解消のために、NTT東西は以下の対応を実施すべきであると考えます。 ①　回線名義人名の利用者への周知徹底 ・　NTT 東西の電話サービスに係る契約者名（回線名義人名）を NTT 東西が電話サービス利用者へ送付する料金請求書等に明記する等により、利用者に周知徹底すべきであると考えます。 ②　NTT 東西による回線名義人名の正確性・最新性の確保 ・　NTT 東西の電話サービスに係る契約者において、譲渡・相続・婚姻等の事象が発生した場合、本来であれば承継・改称等の名義変更手続きが正しく速やかに実施されるべきですが、NTT 東西がこうした情報を積極的に確認することをせず、長年に渡り放置されてきた結果、実際の利用者や費用負担者が誰にあたるのかを把握できず、回線名義人名が形骸化するという状況が発

検討項目		具体的内容
		生しています。 ・　このような状況を是正するため、NTT　東西が保有し管理している加入電話の回線名義人名の正確性・最新性が確保されるよう、NTT　東西が回線名義人に対し書面による回線名義人名の確認作業を早急に開始すべきであり、加えて名義人情報の定期的な更新作業を継続して実施すべきであると考えます。 ・　また、施設設置負担金制度が廃止の方向で検討されている今、電話加入権の名義を確認するという名義人制度の廃止も検討に値するものと考えます。 ・　現状、フレッツADSL　や光IP　電話等の申込獲得に際して、NTT　東西が名義人情報を含む利用者情報の閲覧、活用を行ってはならないというルールはあるものの、サービス提供開始までに要する期間におけるNTT　東西の指定設備利用部門と接続事業者との間の差はいまだに埋まっておらず、公正な競争環境が確保されているとはいえない状況です。 ・　従って、これらのサービスの申込受付の際に、接続事業者の同種のサービス申込時と同様にNTT　東西も名義人確認を実施しているか否かを検証し、その結果を公表する等の措置を講じる必要があると考えます。
５．接続料債務の不履行リスクの扱い	１）	・　特定の事業者の債務不履行による貸倒損失を接続料原価に算入させることは、当該債務不履行とは関係ない第三者からコストを回収することとなるため、接続事業者間の公平性の確保を考慮した場合、適当でないと考えます。 ・　一般的に債務の不履行リスクは契約の当事者間の判断に基づき負われるべきものであり、接続料の債権・債務においても基本的に同様に取り扱われるべきであると考えます。

検討項目		具体的内容
6. その他の検討課題	（1） シェアドアクセスの接続条件	**光ファイバ貸出単位の見直し** ・ 現状のシェアドアクセス方式（8分岐の一括提供）では競争事業者が実際にユーザ提供するのは、市場での獲得シェア見合いで8分岐中1回線止まりとなり、この状況では実質的な接続料水準が高く、競争事業者の参入、及び積極的な事業展開が困難となっているため、これを1分岐回線単位で提供することを可能とするよう新たに接続点を規定し、接続料を設定すること等について検討すべきであると考えます。 ・ 「2. コロケーションルール（1）中継ダークファイバの扱い」と同様に、加入者光ファイバにおいても、接続事業者は基本的にNTT東西の局舎に自らの設備をコロケーションし、ボトルネック設備である加入者までのNTT東西の回線と接続することにより、FTTHサービスを構築することが現時点で可能となっています。 ・ しかしながら、平成15年3月14日の情報通信審議会の答申 考え方1（参考資料1）にも示されているように、現状では小さな光配線区画内での8回線単位で接続するという非効率な接続条件となっており、接続事業者は収支が均衡するように収容率を高めることができなくなっています。 ・ 現状のままでは、競争事業者は利用者に低廉なFTTHサービスを提供できずに市場退出せざるを得ず、その結果として競争が滞ることにより、サービスが独占化され、FTTHサービスの料金が高止まりすることになる恐れがあります。 ・ 光ファイバを1分岐回線単位で貸し出し可能とするには、NTT東西を含めた事業者でOLTを共用化することが必須です。OLTの共用化にあたっては、前述の答申において次にあげる①②を勘案する必要があるとされており、この2点についての見解は以下のとおりです。 ① OLT に事業者ごとの通信を振分ける機能を具備するための追加コスト ・ 事業者ごとの通信を振分ける機能を具備する装置を、OLT に限定するのではなく、「OLT を集約する装置」にて振分けを行えるようにする等、より実現性の高いその他のアプローチについても検討

検討項目		具体的内容
		が必要であると考えます。 ・ また、「事業者ごとの通信の振分け」を「接続する網の通信の振分け」と考えた場合、現在 NTT 東西が提供を行っているひかり電話サービス及び IPv6 サービスは、地域 IP 網とは別の網に接続されているはずであることを考慮すると、接続する網の通信を振分ける機能は既に具備されていると考えられ、この機能を利用することが可能と考えられます。 ② 設備を共用することによる事業者間のサービス品質 ・ 現在の NTT 東西の B フレッツ・サービスもシェアドアクセス方式であるため、同一事業者内の利用者間で品質に影響を及ぼし合っているものと考えられ、この点は接続事業者と設備共用した場合と変わりはないものと考えます。 ・ 0AB～J 電話サービスのように品質を保証する必要のあるものは品質を確保するようにし、ベストエフォートのサービスについては事業者間で設備を共用するというような柔軟な考え方も、さらなる IP 化の進展に向けて採用すべきと考えます。 ・ なお、「OLTを集約する装置」は地域IP網を接続する指定電気通信設備に該当するものであると考えられますが、平成１８年９月７日に意見募集案件となっている「地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定」におけるNTT東西の申請（参考資料２）においては、地域IP網のオープン化措置について、「他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。」と示されています。「OLTを集約する装置」における接続こそ、まさにこのオープン化措置に該当するものであり、FTTHサービスにおけるさらなる競争を推進するために必要な議論であると考えます。

検討項目		具体的内容
		光配線区画の広域化の検討 ・　上記のとおり、現状では小さな光配線区画内での8回線単位で接続という非効率な接続形態となっています。この非効率性を解消するために、光配線区画の広域化という点についても検討すべきであると考えます。 ・　平成16年12月21日の情報通信審議会の答申　考え方23（参考資料3）でも記述されている「①既に当該配線区域でユーザを獲得している事業者が競争上有利となる、②一人勝ちにならない場合には、小さいパイを複数の事業者で取り合う結果、設備の収容効率が下がる、といった問題が生じるおそれがある」という懸念は「おそれ」ではなく、現在において現実のものとなっています。 ・　光配線区画の広域化については、指定電気通信設備の網の改造を伴うことなく、光スプリッタの位置の変更のみで実現可能であると考えます。 ・　具体的には、現在32回線分の「光信号伝送装置（OLT）～局内光スプリッタ（4分岐）～光信号主端末回線～局外光スプリッタ（柱上8分岐）～光信号分岐端末回線」となっている構成を、例えば「光信号伝送装置（OLT）～光信号主端末回線（地下埋設）～局外光スプリッタ（き線立上げ柱8分岐）～光信号主端末回線（架空）～局外光スプリッタ（柱上4分岐）」という構成に変更する案が考えられます。 ・　この構成であれば引込線区間が長くなることはないとともに、局外光スプリッタについては、き線点立上げ柱に設置する8分岐光スプリッタは現用されているもの、4分岐光スプリッタは過去において使用した実績のあるものが利用できるため、新たな機材を調達する必要もないものと考えます。 ・　また、過去のシェアドアクセスにおいては「局内8分岐～引込柱4分岐」、現在においては「局内4分岐～引込柱8分岐」と異なる構成の設備が管理されていたものと考えられ、管理運営の点から考えても、本提案で例示した「局内0分岐（局内では分岐せず）～き線立上げ柱8分岐～引込柱4分岐」という構成を別途追加管理することは問題にはならないものと考えます。

検討項目		具体的内容
		・ 上記のとおり、光ファイバの貸出を1分岐回線単位とすること、光配線区画の広域化を実現可能とすることにより、競争事業者による参入の容易化や、FTTHサービスの効率的な進展が望めるものと考えます。また、平成18年9月19日発表の「新競争促進プログラム2010」で触れられている「光ファイバにかかる接続料の算定方法の見直し」の問題について、多角的な検討を行って頂く上でもこれらは重要な論点であると考えます。
6. その他の検討課題	（2）光ファイバの接続料の見直し	・ 「IP 化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書においては、「具体的な接続料水準の変更については、当事者たるNTT東西による接続約款の変更認可申請を待って」対応していくこととされています。 ・ しかしながら、現在の光ファイバの接続料では、接続事業者が積極的にFTTH市場でサービスを展開するのは困難な状況であり、このままではFTTH市場での競争の進展が望めないことから、早急に光ファイバの接続料の見直しを行うことが必要であると考えます。 ・ 例えば、接続料算定に用いる設備耐用年数は、適切な接続料算定のため使用実態を反映した経済的耐用年数を用いることが適当であり、LRIC 方式の議論において用いた修正増減法等を参考に、適切な耐用年数を再検証すべきであると考えます。 ・ 耐用年数の再検証については、NTT 東西の再申請がなくとも行うことが可能であり、速やかに行うことが適当であると考えます。 ・ また、耐用年数の問題以外にも、より適切で低廉な光ファイバ接続料を実現するための検討項目を洗い出し、接続料の算定の在り方について包括的な議論を早急に開始すべきと考えます。 以　上

参考資料1

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更
(Bフレッツ・サービスのニューファミリー(100Mb/s)タイプの提供に用いられる設備に関する接続料及びルーティング伝送機能(地域IP網)の接続料の改定について)
の認可時に示された情報通信審議会の考え方※1(平成15年3月14日)

考え方1

既にBフレッツ・サービス／ニューファミリータイプの提供に用いられる設備については、アンバンドル化され、既に設備単位で接続料が設定されている。

しかしながら、指摘のとおり、このアンバンドル形態は1事業者が1OLT以下の設備(OSU単位)を32ユーザで共用する方法であり、特に光サービスの需要が小さい場合には提供事業者の負担が大きくなることが予想される。また、光ファイバを事業者単位で専用することから、非効率なネットワーク構成となり、場合によってはどの事業者も収支が均衡するレベルまで収容率を高めることができなくなる可能性がある。

他方、1回線単位の接続料を設定し、複数事業者によって1OLT以下の設備を共用するためには、以下の課題を解消することが必要である。

① OLTがユーザ単位で各事業者に通信を振り分けることが必要となるが、現行のOLTにそのような機能はない。したがって、OLTにそのような機能を追加するか、OLTの上位に振分装置を追加的に設置することが必要となる。

② 電話回線や専用線のように帯域・品質が保証されていないベストエフォート型サービスであるため、場合によっては事業者間においてどのような品質のサービスを提供するか調整する必要があり、サービス内容に制約が設けられる可能性がある。

回線単位の接続料設定については、他事業者による参入が容易になることや光サービスを効率的に進展させることのメリットと、①による追加的コスト及び②によるサービス内容の制約を勘案し、その是非が判断されるべきである。その際には、光サービスの時代において、シェアド・アクセス型のサービスが果たすべき役割を踏まえ、利用者が低廉かつ良質な光サービスを受けるため、どのような競争政策が適当かといった観点から検討がなされるべきである。

※1 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(Bフレッツ・サービスのニューファミリー(100Mb/s)タイプの提供に用いられる設備に関する接続料及びルーティング伝送機能(地域IP網)の接続料の改定について)」より抜粋。
(http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/pdf/030314_6_bt1.pdf)

参考資料2

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の活用業務に係る認可申請内容
（地域IP網経由のエンドユーザ間 IPv6 通信に係る料金設定）※2（平成１８年９月７日）

7. 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、以下のとおり、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

（５）ネットワークのオープン化

本業務の実施にあたっては、他事業者網との相互接続により実現することとしており、新たに構築する設備及び機能はない。

なお、本業務に用いる既存の地域IP網については、既に接続約款においてルーティング伝送機能の接続料を設定する等のオープン化措置を講じている。

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて当社の地域IP網と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件についても、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

※2 「NTT 東西から申請のあった活用業務の内容」より抜粋。（http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060907_2_bt.pdf）

参考資料3

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更（シェアドアクセス方式の提供に用いられる光信号分岐端末回線部分の接続料等の見直し）の認可時に示された情報通信審議会の考え方[※3]（平成16年12月21日）

考え方23

○ 光配線区域が狭い場合には、一つの配線区域に複数の事業者が採算に乗るベースで事業を行うことが困難となり、特定の事業者の一人勝ちとなる傾向が生じると考えられる。光配線区域ごとに特定の事業者が勝ち残るという競争の形態が否定されるものではないが、①既に当該配線区域でユーザを獲得している事業者が競争上有利となる、②一人勝ちにならない場合には、小さいパイを複数の事業者で取り合う結果、設備の収容効率が下がる、といった問題が生じるおそれがある。

一方、NTT 東日本及び NTT 西日本によれば、光配線区域は、考え方20のとおり、コストの低廉化、工事の効率性、設備品質の確保等を考慮して設定しており、仮に光配線区域を広く設定し直すとした場合には、業務運営上の多大な影響が生じるとのことである。また、引込線区間が長くなること等により、引込線あたりの料金が高くなるおそれも考えられる。現時点で、光配線区域に関する詳細な情報は明らかとなっておらず、また、今後、どの程度の事業者がシェアドアクセスサービスに進出し、どの程度のユーザがシェアドアクセスに加入するか不確定な要素が多いため、現時点で現行の光配線区域の大きさの妥当性を判断することは困難であるが、接続事業者の試算によれば現行の光配線区域の大きさが非常に狭いとの指摘もある。総務省には、今回寄せられた接続事業者からの指摘も踏まえ、今後、光配線区域の実態について十分に把握し、競争状況等を注視していくことが求められるものであり、NTT 東日本及び NTT 西日本においては、総務省に対し、今後定期的に、光配線区域当たりの世帯数、シェアドアクセスへの加入数、参入状況等の情報について報告を行うことが適当である。

[※3] 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方（シェアドアクセス方式の提供に用いられる光信号分岐端末回線部分の接続料等の見直し）」より抜粋。（http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/041221_2_b3.pdf）